3　一の新規化学物質に係る低生産量審査特例制度に係る製造予定数量及び輸入数量に基づき環境に影響を及ぼすものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量に関し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が当該制度に係る確認をしてはならないものとして政令で定める数量を一〇トンとすることとした。（第四条第二項関係）

4　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が一〇から一三までのものであって、塩素の含有量が全重量の四八パーセントを超えるものに限る。）について潤滑油、切削油及び作動油等を、デカブロモジフェニルエーテルについて防炎性能を与えるための処理をした生地等を、ＰＦＯＳ又はその塩について業務用写真フィルム等を定めることとした。（第七条関係）

5　第一種特定化学物質を使用することができる用途を定める規定を削ることとした。（旧第八条関係）

6　技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品を定める規定を削ることとするとともに、当該製品として、当分の間、ＰＦＯＳ又はその塩について、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めることとした。（旧第九条及び原始附則第三項関係）

7　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。ただし、2及び3は平成三一年一月一日から、4は平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三六号）（厚生労働省）

1　二・六―ジアミノ―Ｎ―（一―フェニルプロパン―二―イル）ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物を覚醒剤原料に指定することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三七号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成三〇年五月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十四号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第十七条第五項及び第十七条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次条」の下に「及び第八条」を加える。

第四条第三号、第六条第四号及び第七条第四号中「名称」を「氏名又は名称」に改める。

第八条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「名称」を「氏名又は名称及び連絡先」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　管理運用法人役職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（当該日がなかった場合には、その旨）

イ　再就職先の金融事業者に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ　再就職先の金融事業者に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の金融事業者の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ　再就職先の金融事業者に対し、最初に当該再就職先の金融事業者の地位に就くことを要求した日

第八条に次の一号を加える。

十一　離職後の就職の援助（最初に管理運用法人役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（以下「新令」という。）第八条（第四号、第七号及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「法」という。）第十七条の二の規定による届出について適用し、施行日前にされた同条の規定による届出については、なお従前の例による。

2　施行日前における管理運用法人役職員（法第十五条第一項に規定する管理運用法人役職員をいう。以下同じ。）としての在職中に、再就職先の金融事業者（法第九条第二項第一号に規定する金融事業者をいう。以下同じ。）に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の金融事業者の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した法第十七条の二に規定する者に対する新令第八条の規定の適用については、同条第四号中「早い日」とあるのは、「早い日（年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十四号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。